

「市長への手紙」

「市長への手紙」は市民参加の市政を推進するために、市民の皆さん誰もが市政に提言できる制度です。寄せられた手紙は市長と担当課で内容を検討し、希望者には市長が回答します。今回は、最近寄せられた「市長への手紙」とその回答の一部を紹介いたします。

問い合わせは 市政発信課 ☎898-6644

児童文化センターの整備について

Q 児童文化センターは老朽化していて残念な気がします。未来の子どもたちのために、施設の整備は考えていないのでしょうか。

A 児童文化センターは昨年の10月で41年目を迎えました。老朽化が進んできたため、再整備についての意見が数年前



リニューアル予定の児童文化センター

元気21のエレベーターについて

Q 前橋プラザ元気21に行きましたが、エレベーターを降りようとしたとき、急に扉が閉まって子どもだけ取り残されてしまいました。お年寄りや小さい子どもを連れている人も多いので、もう少し扉の開放時間を延ばせませんか。

A 同館のエレベーターについては、これまでも車いす対応エレベーターの開放時間を10秒、そのほかを5〜6秒に設定し、扉の閉まるスピード

休日当番医の新型インフルエンザ対策について

も通常より遅くしていました。また、日ごろから常に管理・設置業者と検討を重ね、事故のないよう安全管理にも努めています。今回の指摘をいただいたため、管理の見直しなどによる安全対策について再検討した結果、開放時間を延長しました。

新型インフルエンザが大流行している時季だけでも、休日診察する小児科の数は増やせないでしょうか。

Q 新型インフルエンザが大流行していますが、小児科の休日当番医が前橋に1カ所しかないのは、本当に不便だと思います。幼児や児童生徒の新型インフルエンザが大流行している時季だけでも、休日に診察する小児科の数は増やせないでしょうか。

A 新型インフルエンザに伴う小児科の休日当番医につ

DESTINEーションキャンペーンについて

Q JRグループによるDESTINEーションキャンペーンが平成23年7月から9月にかけて、群馬県を対象地域として行われることになりましたが、前橋市はキャンペーンに向けてどのように取り組んでいく方針なのでしょう。

A 「DESTINEーションキャンペーン」は、JRグループと都道府県単位の地域が連携して行う全国規模の観光キャンペーンです。

本市では、赤城山をはじめとする観光資源を全国に向けてPRする絶好の機会と捉え、自然、農産物、文化、食などの、特色を生かした地域資源を掘り起こし磨き上げて



文化の薫り漂う広瀬川遊歩道

いきたいと考えています。また併せて、JR前橋駅構内の物産館「広瀬川」や「TONTONのまち前橋」などを通して、本市の物産や名物料理によるイメージアップを図っていきます。

皆さんの提言をお待ちしています

市役所や各支所・出張所など市内57カ所に「市長への手紙」専用のハガキ（送料無料）を用意しています。これ以外の用紙で提言する場合は、市政への意見・住所・氏名・電話番号と「市長への手紙」と明記し、市役所市政発信課へ郵送か、ファクス（224-1288）、Eメール（tegami@city.maebashi.gunma.jp）で送付してください。多くの皆さんの提言をお待ちしています。

住みよいまちづくりのために

事業所税の課税が6月からスタート

問い合わせは 市民税課 ☎898-5961

本市は昨年12月11日に事業所税の課税団体に指定されました。事業所税とは人口30万人以上の指定された都市などで、都市環境の整備や改善に関する事業の費用に充てるために、一定規模を超える事業を営む法人と個人に対して課税される目的税です。概要は下表のとおり。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

申告に関する説明会

日時 11月26日(火)・27日(水)、午前10時、午後2時
会場 総合福祉会館
申し込み 11月22日(金)までに同課 ☎898-5961へ

教えて!事業所税

Q 事業所税の課税対象となるのはどのような人ですか?

A 事業所税は、次のような事業主に対して課税される税金で、資産割と従業者割で構成されています。
●資産割は、市内で事業用として使用する家屋の床面積の合計が1,000m²(免税点)を超える規模で事業を行う法人か個人
●従業者割は、市内の事業所などの従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人か個人

Q なぜ、このような景気の良くない時期に課税を始めるのですか?

A 事業所税は本市が独自に決めた税金ではなく、地方税法に基づき、人口30万人以上の「指定都市等」で課税が行われる税金です。
合併で人口30万人以上となった場合、5年間は課税団体の指定は行わないものとされ、5年が経過した昨年12月に国から課税団体の指定がされ、課税を行わなければならないこととなりました。

Q 具体的にはいつから課税が始まるのですか?

A 法人の場合はことし6月1日以後に決算を迎える事業年度から、個人の場合は本年分(1月1日~12月31日)の事業から課税の対象になります。

Q 税率を市で決めることはできないのですか?

A 事業所税の税率は地方税法で定められた税率であり、市が独自に税率を決めたり変更したりすることはできません。

Q 事業所税はどのようなことに使われますか?

A 事業所税は、都市環境の整備および改善に関する事業の財源に充てるための目的税とされ、道路や公園、学校などの教育文化施設の整備などのほか、公害防止、防災に関する事業などの財源に充てられます。

事業所税の概要

項目	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所などで事業を行う法人または個人	
課税標準	事業所用家屋の延床面積(借り受けている部分を含む)	従業者給与総額(退職金は除く)
課税標準の算定期間	〈法人〉事業年度	
	〈個人〉1月1日~12月31日	
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点(※)	市内の事業所等の床面積の合計が1,000㎡以下	
納税の方法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付	
申告納付の時期	〈法人〉事業年度終了の日から2カ月以内(延長制度はありません)	
	〈個人〉翌年の3月15日まで	

※免税点は基礎控除ではありません。